

新潟市水道局公告第30号

新潟市水道局が発注する建設コンサルタント業務の委託に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格の審査の申請について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。以下「規程」という。）第4条（規程第25条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに規程第5条及び第6条（これらの規定を規程第25条において準用する場合を含む。）並びに新潟市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成19年新潟市水道局管理規程第4号）第4条の規定を実施するため、令和3年度から令和4年度において、新潟市水道局が発注する建設コンサルタント業務（建設工事に係る測量、調査、設計等の業務をいう。）の委託の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の期間その他必要な事項について、次のように定めたので公告します。

令和2年12月18日

新潟市水道事業管理者
水道局長 佐藤 隆司

1 参加資格及び資格審査の申請の期間その他必要な事項について

参加資格及び資格審査の申請の期間その他必要な事項については、新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査要綱（平成24年新潟市告示第631号）の例による。この場合において、資格審査の申請については、市長への申請をもって新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）への申請があったものとし、資格審査の結果については、市長からの通知をもって管理者からの通知に代えるものとする。

2 この公告に関する問い合わせ先

新潟市水道局総務部経理課契約係
電話 025-232-7322